

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものである。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度である。

政府は、国から地方への補助金を廃止し、地方が自由に使える一括交付金を政令指定都市に導入しようとしている。義務教育と社会保障の必要額は確保するとしているが、義務教育費国庫負担制度についても論議される可能性がある。

国においては、平成23年度に小学校1年生の35人学級が実現した。平成24年度は、新たに小学校2年生の35人学級編成が可能となり、各都道府県においても、学級定員規模を縮小する措置が都道府県単費で行われている。このように、現行制度でも自治体の裁量権は保障されている。しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠である。この制度が廃止され、一括交付金が組み入れられた場合、自治体によっては40人学級や教職員定数が維持されないことが危惧されるところである。このように、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、義務教育費国庫負担法第1条に明記されている教育の機会均等とその水準の維持向上という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものである。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てくる。

よって、本市議会は国に対し、平成25年度予算編成にあたり義務教育費国庫負担制度を堅持するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月1日

千葉県松戸市議会

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

あて

文部科学大臣

衆議院議長

参議院議長